

国立研究開発法人国立環境研究所研修規程

平成18年4月1日 平18規程第19号

平成27年3月13日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の職員、任期付職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、職員等に現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、もって研究所の円滑な運営に資することを目的とする。

(研修計画)

第3条 理事長は、職員等に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てるものとする。

(研修の受講)

第4条 職員等は、研修の受講を命じられた場合は、これを受講しなければならない。

(研修効果の把握及び研修の記録)

第5条 理事長は、研修を実施したときは、研修計画の改善等に資するため、その効果の把握に努めるとともに、記録を作成し、保管するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員等の研修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則（平成27年3月13日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。